

6次産業化相談会・県内商談会等実施業務 企画提案募集要領

1 趣旨・目的

6次産業化に取り組む上で必要となる知識や商品開発、商談等のノウハウが不足している新規事業者及び小規模事業者等を対象に、「個別相談会」、「商談対策事前セミナー」、及び県内販売店等のバイヤーをターゲットとした「県内商談会」を一体的に実施することにより、事業者を育成するとともに、事業者の販路開拓・販路拡大を支援する。

2 事業実施主体

とくしま六次産業化推進連携協議会（以下「協議会」という。）

3 事業実施形態

委託事業（採択事業者と協議会との間で委託契約を締結）

4 委託業務の概要

- （1）委託業務の名称
6次産業化相談会・県内商談会等実施業務
- （2）委託業務の内容
別紙仕様書のとおり
- （3）委託期間
契約締結日から令和8年3月19日（木）まで
- （4）見積限度額
3,300千円（消費税及び地方消費税を含む）

5 委託先の選定等

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

本業務の企画提案を公募し、その内容を審査して最優秀提案者を選定するとともに、この者を契約予定者とする。

6 委託業務の対象経費等

- （1）対象経費
 - ア 本業務の実施に必要な人件費、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料
 - イ その他本業務の実施に必要であると認められる経費
- （2）対象外経費
 - ア 相談会、セミナー、商談会に参加する事業者及びバイヤーが支払う旅費（交通費、宿泊費等）
 - イ 本業務に要したことを証明することができない経費
 - ウ その他本業務の実施に必要であると認められない経費

7 企画提案の参加資格

企画提案の応募者は、仕様書に掲げる業務を的確かつ効果的に遂行する能力を有する事業者であって、電話・電子メールなどによる質問等に対して迅速に対応できる者（複数法人等による連合体（以下「コンソーシアム」という。））、協議会を含む。）であり、次に掲げる全ての要件を満たす者（コンソーシアム、協議会の場合はその事務局を所管する者）とする。

なお、（３）、（４）及び（５）エの要件については、資格確認のため、徳島県警察本部に照会する場合がある。

- （１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当する者でないこと。
- （２）徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- （３）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）でないこと。
- （４）暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある者でないこと。
- （５）役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人でないこと。
 - ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者
 - エ 暴力団の構成員等
- （６）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- （７）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）第３条又は第８条第１項に違反するとして公正取引委員会又は関係機関に認定された日から２年を経過しない者でないこと。
- （８）労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者でないこと。
- （９）特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないとい認められる者でないこと。
- （１０）応募者の本社及び営業所等の都道府県税に未納がないこと。

8 企画提案の参加及び申込方法

(1) 提出書類、部数及び提出期限

次の書類等を作成し、提出すること。

内容	部数	提出期限
ア 参加申込書（様式第1号）	1 部	令和7年 9月26日（金） 午後5時必着
イ 添付書類（コンソーシアムの場合、構成員全て、協議会の場合、事務局を所管する者） ①法人の場合は登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 個人事業者の場合は個人事業開始届の写し ②会社等の概要が分かる書類（パンフレット等） ③直近2期分の決算書又はこれに類する書類 ④事業所の本社及び営業所等の所在地の都道府県税のすべてに 未納がない旨の証明書 ⑤コンソーシアムの場合 コンソーシアム協定書（様式例第1号）の写し 及びコンソーシアム委任状（様式例第2号） ⑥協議会の場合 協議会の規約、規定 直近2年度分の定期総会資料		
ウ 企画提案書（様式第2号）	5 部	令和7年 10月10日（金） 午後5時必着
エ 類似委託業務実績調書（様式第3号） （コンソーシアムの場合、構成員全て） 業務実績（令和4年度以降に受託した類似委託業務（国、地 方公共団体、民間企業問わず）について記載してください。		
オ 委託業務に係る経費の見積書（様式第4号）		

(2) 提出方法

持参（土日祝日を除く。）又は送付（ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。）によること。

ただし、送付による場合は書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）とすること。

(3) 提出先及び問合せ先

とくしま六次産業化推進連携協議会事務局

（徳島県農林水産部農林水産総合技術支援センター経営推進課内）

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

電話：088-621-2432 ファクシミリ：088-621-2856

E-mail：keieisuishinka@pref.tokushima.lg.jp

9 応募に際しての留意事項

(1) 次のいずれかに該当する場合には、失格又は無効とする。

- ア 参加資格、提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合
- イ 虚偽の内容が記載されている場合
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- エ 本要領及び仕様に適合しない場合
- オ その他不正な行為等があったと協議会が認めた場合

(2) その他

ア 応募は1参加者につき1件とする。

イ 書類の作成はA4縦版（片面印刷）横書きとし、フォントは11ポイント以上で作成すること。

なお、表・写真等を用いた補足資料を添付することができるが、できる限り簡潔なものとする。

ウ 書類等の作成に用いる用語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

エ 企画提案書の作成、提出に要する一切の費用は、応募者の負担とする。

オ 提出された企画提案書の差し替え及び再提出は、原則認めない。ただし、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。

カ 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

キ 提出された企画提案書は返却しない。

ク 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に協議会の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。

ケ 提案が選定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として選定した者であるが、契約手続を完了するまでは当法人との契約関係を生じるものではない。

コ 業務の実施に当たっては、協議会と十分協議しながら事業を進めること。

サ 委託業務において制作した成果物に関する著作権及び所有権は、受託者との間で共用し、また著作者は第三者に対して著作者人格権を行使しないこと。

シ 委託業務において制作した成果物は他者の知的所有権への配慮がなされていること。

10 応募書類等に係る質問

(1) 質問の受付期間

令和7年9月16日（火）午後5時まで（必着）

(2) 質問書の提出

質問は質問書（様式第5号）により行うものとし、8の（3）に示す提出先まで電子メール又はファクシミリにより提出すること。なお、送信後に必ず電話で着信を確認すること。

(3) 質問の内容

原則として、当委託事業に係る条件や提案書の提出手続に関する事項に限るものとする。

(4) 質問に対する回答

徳島県のホームページ（<https://www.pref.tokushima.lg.jp/>）に掲載する。

11 審査及び結果通知

(1) 審査方法

協議会が別に設置する審査委員会において、書面審査を実施し最優秀提案者を選定する。

(2) 選定基準

企画提案について、内容の妥当性、業務の実現性、実施体制、及び経費の妥当性の項目ごとに、所定の基準に基づき評価を行う。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、全ての提出者に対し書面により通知する。ただし、審査の過程等については公表しない。また、選定結果に対する異議申立ては受理しない。

12 契約の締結

(1) 審査委員会が選定した最優秀提案者を契約予定者とし、当該業務に係る随意契約の相手方とする。

(2) 契約内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、協議会と契約予定者が協議を行い決定する。この協議の際に企画提案の内容を一部変更する場合がある。

(3) 協議が整った場合に契約を締結することとし、契約条項については契約予定者と協議して定める。

(4) 最優秀提案者との協議が整わなかった場合は、その選定を取り消すとともに、審査委員会において次点となったものを契約予定者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結する。

13 日程

募 集 開 始	令和7年 9月 9日 (火)
質 問 受 付 締 切	9月16日 (火)
参 加 申 込 書 等 提 出 締 切	9月26日 (金)
企 画 提 案 書 等 提 出 締 切	10月10日 (金)
審 査 の 実 施	10月中旬 (予定)
審査結果通知・契約・業務開始	10月下旬以降 (予定)